

電子契約ハンドブック



CONTRACTHUB コントラクトハブ
@absonne



令和3年改正法令基準

目次 ~contents~

法務関連QA 宮内弁護士監修

- Q.01** 電子署名法の解釈について教えてください。電子契約を行う場合、電子署名法に適合した電子署名が必須でしょうか。…………… 5
- Q.02** 契約書の有効日付について教えてください。…………… 6
- Q.03** 当事者署名型電子署名、事業者署名型電子署名、電子捺印の証拠力の違いについて教えてください。…………… 7
- Q.04** 事業者型署名の場合、相手方の身元確認は、何をすれば良いでしょうか？名刺のPDFをCONTRACTHUBに登録しておけば良いですか？
相手方の身元確認をしていれば、二要素認証をしなくても電子署名法3条に該当しますか？…………… 8
- Q.05** 電子契約を行うにあたり、見直し・変更が必要な社内規程、契約書文面について教えてください。…………… 9
- Q.06** 電子契約を行ってはいけない契約（書面に限定）はありますか？…………… 10
- Q.07** 民事裁判で、電子署名の本人証明はどのように行うのですか？署名パネルの記載だけで証明できるのですか？…………… 11

税務関連QA 袖山税理士監修

- Q.08** 電子契約って本当に印紙税を払わなくていいのですか？…………… 13
- Q.09** 電子契約書の保存をする場合には、どのような法令に対応して保存すべきでしょうか？…………… 14
- Q.10** 電子契約書と書面契約書を別々に保管しても税務上は問題ないのでしょうか？…………… 15
- Q.11** 様々な電子取引（電子契約、クラウドダウンロードデータ、メール添付、FAXなど）について様々な保存媒体（ファイルサーバ、クラウドサーバなど）がある場合、どのような保存方法が必要でしょうか？
また、電子契約と書面契約を別々に保存することは問題がありますか？…………… 16
- Q.12** 電子帳簿保存法のスキャナ保存の要件について教えてください。…………… 17
- Q.13** 電子帳簿保存法で規定される電子取引データの法的要件である「措置要件」について教えてください。…………… 18
- Q.14** 電子帳簿保存法で規定される電子取引データの法的要件である「検索要件」について教えてください。…………… 19
- Q.15** 電子契約において契約書上の締結日と電子署名日が異なる場合、税務上問題になることがあるのでしょうか？
また、請求書などその他の書類について発行した日付について、実際の取引と異なる日付を記載することとした場合、問題になるのでしょうか。…………… 20
- Q.16** 電子帳簿保存法施行規則第4条第1項で規定される電子取引データの検索要件について、その検索の要件である検索項目のうち、「日付」「金額」の考え方について教えてください。…………… 21

その他よくあるご質問

- Q.17** 事業者署名型署名に関し、本来署名すべき方（契約書に書かれている契約者）の代行者が署名指示（操作）を行う場合、その運用の考え方や留意点を教えてください。…………… **23,24**
- Q.18** 電子契約サービスを導入するにあたり、どのような社内準備が必要でしょうか。…………… **25**
- Q.19** 建設工事請負契約の電子化について教えてください。電子署名、タイムスタンプの可否についても教えてください。…………… **26**
- Q.20** 取締役会議事録はCONTRACTHUBで電子化が可能でしょうか。…………… **27**
- Q.21** 電子署名の有効期間はいつまでですか？…………… **28**
- Q.22** 社内購買システムから出るデータをそのまま相手方に送付したいのですがどのようにすればよいでしょうか。…………… **29**
- Q.23** 電子契約サービスを解約した時、保存していたデータはどうなりますか？…… **30**

● 監修



税務関係Q&A 監修
SKJ総合税理士事務所
税理士 袖山 喜久造



法律関係Q&A 監修
宮内・水町IT法律事務所
弁護士 宮内 宏

法務関連QA

電子署名法の解釈について教えてください。電子契約を行う場合、電子署名法に適合した電子署名が必須でしょうか。

A

法令に特段の定めがない限り、契約の方法に制限はありませんので、どのような形式で契約書を作成するかは自由です。

しかし、契約に関連して紛争が生じたときには、契約の成立や契約の内容を証明する必要が生じます。この際の証拠として用いるためには、電子署名法に適合した電子署名を行うことが重要となります。

法令に特別な定めがない限り、契約の方式（契約書の作成の有無、契約書の書式等）に制限はありませんので、どのような形式で契約書を作っても適法です。したがって、電子署名が行われていない契約書を電磁的記録で作成すること自体は自由です。

しかし、契約に関連して紛争が生じたときには、契約の成立や、契約の内容を証明する必要が生じます。この際に、電子署名法3条に適合した電子署名が行われていれば、訴訟において証明が求められる「真正な成立」（本人の意思に基づく作成。いわば本人性）が推定されます。このような電子署名が行われている場合には、契約の相手方の意思に基づく電子契約書であることを証明することが容易になります。

したがって、証拠として用いるためには、電子署名法に適合した電子署名を行っておくことが重要であるといえます。

電子署名法3条

電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

Q.02 契約書の有効日付について教えてください。

A

契約書の日付は、契約書の作成日すなわち、最終署名者の署名日を記載するのが一般的です。契約を合意した日と契約書作成日が異なる場合、契約書作成日をバックデートするのではなく、契約の効力発生日の記述をすることが重要です。

ただし、第三者に影響を与える場合や、法令上の契約作成義務・交付義務がある場合には、遡って有効にすることは出来ません。

法令に特別の定めがない限り、契約の成立に契約書等が必要なわけではありません（民法522条2項）。したがって、口頭で契約を成立させ、その後、確認のために契約書を作成することは可能です。このような場合でも、契約書作成日をバックデートするのではなく、契約の効力が契約書作成日より前から有効である旨を書くべきです。

たとえば、契約の効力発生日が4月1日で、電子契約書の作成日が4月10日の場合、「4月1日に本契約が成立したことを確認する」という文言や、「本契約の効力は4月1日に生じることを確認する」という文言を入れておくことが考えられます。

なお、過去の日付で契約が成立したことを確認することは契約の当事者間では有効ですが、第三者に影響を与える場合や、法令上の作成義務・交付義務がある場合には、遡って有効にすることはできません。

民法522条2項

契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

当事者署名型電子署名、事業者署名型電子署名、電子捺印の証拠力の違いについて教えてください。

A

民事訴訟では、書証について真正な成立（本人の意思に基づく作成）を証明する必要があります。

電子署名の方式の違いは真正な成立の証明がどれだけ容易になるかの違いとなります。

民事訴訟では、書証について真正な成立（本人の意思に基づく作成。いわば本人性）を証明する必要があります（民事訴訟法228条1項）。真正な成立を証明してはじめて、書証は証拠力（証拠としての効力）を持つことになります。

電子署名の方式による違いは、その電子署名により、真正な成立の証明がどれだけ容易になるかの違いです。厳格な身元確認（写真付公的証明書の確認による身元確認等）を経て発行された電子証明書があり、これに基づく当事者署名型電子署名があれば、真正な成立の証明は容易です。

これに対して、例えばメールの到達性などの簡易な本人確認の場合には、電子文書の作成者とされる人（作成名義人）と、そのメールアドレスを用いている人が同一人物であることを証明しないと、作成名義人に係る真正な成立は証明できません。事業者署名型電子署名を提供しているサービス事業者が、メールアドレスの到達確認のみを行い作成名義人との関係を把握していないケースでは、訴訟当事者がその関係を自力で証明する必要が生じます。

電子捺印の場合には、事業者署名型電子署名に比べて、さらに本人との関係が希薄になりますので、紛争時の証明が難しくなる可能性が高くなります。

民事訴訟法228条1項

文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

Q.04

事業者署名型署名の場合、相手方の身元確認は、何をすれば良いでしょうか？名刺のPDFをCONTRACTHUBに登録しておけば良いですか？相手方の身元確認をしていれば、二要素認証をしなくても電子署名法3条に該当しますか？

A

名刺のPDFは一定の身元確認となりますが、本人性を証明するために十分だとは言えません。総合的に本人性を示せるようにすることが必要です。

身元確認を行ったうえで、なりすまし防止のため署名実行時に二要素認証を用いることが必要となります。

名刺のPDFがあれば、そのメールアドレスが誰のものなのかを証明するための重要な手掛かりとなります。ただし、名刺をスキャナーで読み込んで作成したデータは、名刺の写し（コピー）になりますので、名刺の原本に比べると、証明力は下がります（例えば、変造されていないことを示しにくくなります）。

このように、名刺のPDFを登録しておけば、本人性についての重要な状況証拠（手掛かり）になりますが、これだけでは本人性を証明するために十分だとは言えません。他の証拠（例えば、取引の経緯を示す記録）を用意して、総合的に本人性を示せるようにすることが必要です。

相手の身元確認が十分になされていても、署名実行時の認証が簡易ですと、その時点での「なりすまし」が可能になるかもしれません。電子署名法3条は、真正な成立の推定を得るためには、パスワードなどの符号やICカードなどの物件を適正に管理し、他人には電子署名ができなくなるような安全な方法によることが規定されています。このため、署名実行時に、二要素認証（又は、これと同程度に安全な方法）を用いることが必要となります。

A

印章管理規程等の見直しを行い、正しく決裁された文書に対して、正しい電子署名が確実に行われるよう規定することが必要です。

また、文書管理規程の見直しを行い、契約書文言の電子署名を行う場合の作成保存について後文を変更する必要があります。

まず、見直しが必要なのは印章管理規程、文書管理規程だと思われます。

多くの企業では、業務分掌管理規程などの規程で、契約の決裁権者が決められています。契約の種類や金額等により、社長、総務部長のように決裁権者が違っているのが普通だと思われ、押印される印章に書かれている役職名も、代表取締役社長のものや社名だけのもの（いわゆる角印）、総務部長のものなどいろいろとあるのが普通です。印章管理規程には、決裁権者の決裁が得られた契約書等に対して、管理部門（総務部、秘書課等）で管理している印章を用いて押印する旨が規定されています。つまり、どの印章（ハンコ）を誰の決定を条件に押印するかが決められています。印章管理規程には、この他に、印章の管理部門、管理方法、使用方法などについても規定されています。

印章管理規程は印章（ハンコ）を対象にしたものですが、これを電子署名対応にするか、又は電子署名に関する新規程を作る必要があります。電子署名に関しては、印章と同様に、決裁権者、電子署名の名義、電子署名に係るICカードやパスワード等の管理などを規定し、正しく決裁された文書に対して、正しい電子署名が確実に行われるように規定します。

文書管理規程については、契約書文言の見直しが必要です。

契約書の文言としては、いわゆる後文を変更する必要があります。よく使われている後文は「本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上各1通を保存する」というようなものですが、これを例えば「本契約の成立を証するため、本書を電磁的記録として作成し、甲乙が電子署名を行った上で保存する」等の文言に変える必要があります。

なお、保証人がいる契約書（例えば、取締役が個人として連帯保証人になる金銭消費貸借契約書）については、保証人についても電子署名を行う必要がありますので、あらかじめ電子証明書の発行等の手続きが必要となります。

Q.06 電子契約を行ってはいけない契約（書面に限定）はありますか？

A

法令に特別な定めがない限り、契約の方式は自由です。

法令で書面を必要としている規定があり、電子文書で代替が出来る規定がない場合には電子契約は出来ません。このような契約類型の例としては、事業に係る債務の保証、および事業用定期借地権契約等が挙げられます。

法令に特別な定めがない限り、契約の方式は自由です（民法522条2項）。したがって、法令で書面によらなければならない旨の規定がない契約類型については、電子契約が可能です。また、書面を求めているも、電子文書で代替できる旨の規定があれば、電子契約が可能です。

一方、法令で書面を必要とする規定があり、電子文書で代替できる規定がない場合には、電子契約はできません。このような契約類型の例としては、事業に係る債務の保証（民法465条の6。ただし、会社の債務を取締役等が保証する場合等は除く）及び事業用定期借地権契約（借地借家法23条）については、公正証書が必要となります。

また、建設工事の請負契約書（建設業法19条3項、同施行規則13条の4）など、電子契約によるためには、相手方の承諾が必要な場合もあります。

なお、契約ではありませんが、遺言書は書面によらなければならない、電子遺言書は認められません。

民法465条の6第1項

事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。

借地借家法23条3項

前二項に規定する借地権の設定を目的とする契約は、公正証書によってしなければならない。

A

電子署名が行われたことに対する証明は、署名パネルの情報で認められることが一般的です。

しかし、その電子署名の本人性は署名方法や電子証明書の発行元などにより証明の難易度が違ってくることになります。

まず、提出にあたって、いくつかの方法が考えられます。

第1の方法は、ご質問に記載のように、契約書のプリントアウト、署名パネル（電子証明書の内容の画面、署名の有効性の画面等）のプリントアウトを証拠として提出する方法です。相手方が、本人性について争わなければ、この方法で問題はありません。

第2の方法として、弁護士が報告書を作成して提出することが考えられます。使用機器、仕様ソフト、手順などの説明に加えて、その結果として印刷された契約書本文、署名パネル等を付した報告書を弁護士名で作成し、証拠として提出します。いわば、プリントアウトの信頼性を弁護士の信頼に基づいて高める方法です。

これらの方法で決着がつかない場合には、第3の方法としては、電子契約書をCD-ROM等の媒体に入れて提出することが考えられます。現行法では、電子文書の提出は媒体によるしかありません（民事訴訟法の改正が成立しており、数年後には電子文書を証拠提出できるようになる運びです）。このような電子文書に対し、裁判所が検証や鑑定により、信用性を確認します。

これらの方法で提出すれば、裁判所としては、そのような電子署名が行われたことについては、認めるのが普通だと思われます。しかし、電子署名が行われているからといって、直ちに対象の電子文書を作成したとされている人（作成名義人）の電子署名であると言えるわけではありません。電子署名の実施方法や電子証明書の発行元などにより、作成名義人との関係の証明の難易度が違ってくることになります。

税務関連QA

Q.08 電子契約って本当に印紙税を払わなくていいのですか？

A

課税文書は紙の文書だけ。電子文書は含まれません。従って印紙税は不要です。相手方に紙文書が交付されない電子契約は印紙税の対象外です。

「電子契約では本当に印紙税を払わなくていいの？」「電子契約は印紙が不要としても、あとから印刷したら印紙が必要になるのでは？」電子契約の導入を検討中の企業から良く聞かれる質問です。確かに、印紙税法には「電子契約の場合、印紙税は非課税」といった直接的な条文はありません。しかし「印紙税法の課税文書が外形的に可視性、可読性のある文書だけを指し、電子文書は含まれない」と解釈されているので、電子契約は印紙税法上の課税文書とはならず、印紙税は不要と考えられます。

この解釈は、国税庁ホームページ「請負契約に係る注文請書を電磁的記録に変換して電子メールで送信した場合の印紙税の課税関係について」で裏付けられています。それでもご心配でしたら、所轄の税務署にご確認いただくことをお勧めしています。なお「電子契約書をあとから印刷した場合」ですが印刷された文書は単なる“写し”にあたり、印紙は必要ありません。

ただし、電子メールで送付した後に文書の現物を別途持参するなどの方法により相手に交付した場合には課税文書作成に該当し現物の文書に対する印紙税が課される、電子契約した原契約に対し変更契約書を紙で締結した場合は原契約も含めた印紙税が課される等、留意が必要です。

電子契約書の保存をする場合には、電子帳簿保存法の要件に照らしどのように保存すべきでしょうか。

A

電子契約サービスなどで作成された電子契約書は、電子帳簿保存法第7条で規定される電子取引に該当し、当該契約書データの保存が義務付けられています。保存に当たっては、電子帳簿保存法施行規則第4条第1項で規定される保存要件に従って保存する必要があります。令和3年度改正により電子取引データについては出力書面による保存が廃止されましたが、宥恕措置により令和5年12月31日までは書面による保存が可能となります。

電子契約書は契約データが契約書原本となります。保存する場合には電子帳簿保存法施行規則第4条第1項の規定に従った保存が必要です。

【電子取引データの保存要件】(令和6年1月1日以降適用される)

法7条に規定する保存義務者は...当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を、①保存すべき場所に、②保存すべきこととなる期間、③規則第4条第1項第1号（送信者のタイムスタンプ）、第2号（授受後のタイムスタンプ付与・保存担当者情報）、第3号（訂正削除の履歴が残るシステムで授受及び保存）、第4号（訂正削除防止の既定の備付け及び運用）の措置を行い、④第二条第二項第二号（関係書類の備付け）及び第六項第六号並びに同項第七号（検索機能）において準用する同条第二項第一号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる要件に従って保存しなければならない。（電帳法施行規則第4条第1項）

(1) 保存場所

データの送信側の納税地及びデータの受信側の納税地

納税地で出力できれば可
(クラウドでもOK)

(2) 保存期間

7年間或いは10年間（法人税法の規定による）

(3) 措置

以下の①～④のいずれかの措置を行うこと（電子取引の授受方法ごとに選択する）

- ①送信者側で**タイムスタンプ付データ**を送信・受信者側は検証機能が必要
- ②データの授受後67日以内に**タイムスタンプを付与・検証機能が必要**
- ③訂正削除できない（または訂正削除履歴が保存）システムでデータを**授受及び保存**すること
- ④正当な理由がない訂正および削除の防止に関する**事務処理規程を備付け・運用**すること

(4) 保存要件

関係書類の備付け
システムの概要・操作マ
ニュアル等を備付け

見読性の確保
整然とした形式で明瞭な
状態で出力

検索機能の確保
項目：日付・金額・取引先
日付・金額範囲指定・2以上の項目による条件設定
(ダウンロードも可)

電子取引データの保存で特に注意するポイントは、(3)措置の要件であり、①～④のいずれかの措置を行うこと、(4)保存要件を満たすことです。CONTRACTHUBで作成された契約データをCONTRACTHUB上で保存する場合には、電子帳簿保存法で規定される要件に従った保存（③の措置に準拠）が可能です。

【CONTRACTHUBによる電子帳簿保存法対応のメリット】

- ・契約書を一元的に管理でき、電帳法の法令対応された保存が可能
- ・法廷保存期間中、確実な保存が可能
- ・CONTRACTHUBで直接、監査対応が可能
- ・税務調査での契約書提出を即座に行うことが出来、内部統制が効いている企業と評価される

監修：SKJ総合税理士事務所/税理士 袖山 喜久造

電子契約書と書面契約書を別々に保管しても税法上は問題ないのでしょうか？

A

電子契約書と書面契約書の管理は別々に行っても税法上は問題ありません。電子契約書は電子帳簿保存法第7条で規定される電子取引に該当するため、契約データは法令要件に従って保存することが必要です。書面契約書は法人税法等で保存義務が規定される取引書類に該当するため、原則として書面で保存することが必要となります。

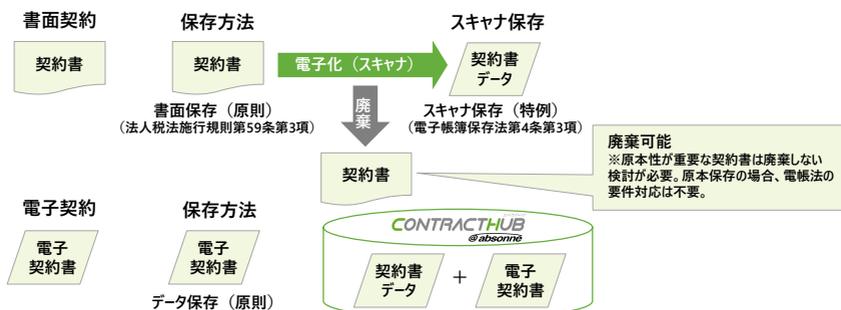
契約書の管理方法は、電子契約と書面契約に分類して保存するのではなく、関連する契約案件ごと、取引先ごとなどに分類して管理・保存することで業務に支障なく契約書の検索や閲覧が出来ます。

今後は書面契約と電子契約が混在する経済活動となることが想定されます。このような中で、契約書管理はデータで一元管理をすることで社内の契約書確認等がスムーズに行うことが可能です。

書面契約書については、電子帳簿保存法第4条第3項で規定される国税関係書類のスキナ保存の規定により法令に従った入力や保存を行うことで原本の書面契約書は廃棄することが可能です。ただし、書面契約書は書面が原本となりますので、原本性が求められるような契約書については電子化後も書面原本を保存しておく検討も必要です。書面原本を保存する場合には、電子帳簿保存法の規定に従った入力や保存は必要ありません。

現在は、書面契約書と電子契約書が混在する過渡期となります。今後は全て電子契約に切り替え、電子契約書のみで管理が行えるよう管理することで契約書の作成や保存の手間が減り、一元的な契約書管理が可能です。

【電子契約書と書面契約書の保管方法例】



監修：SKJ総合税理士事務所/税理士 袖山 喜久造

様々な電子取引（電子契約、クラウドダウンロードデータ、メール添付、FAXなど）について様々な保存媒体（ファイルサーバ、クラウドサーバなど）がある場合、どのような保存方法が必要でしょうか？また、電子契約と書面契約を別々に保存することは問題がありますか？

A

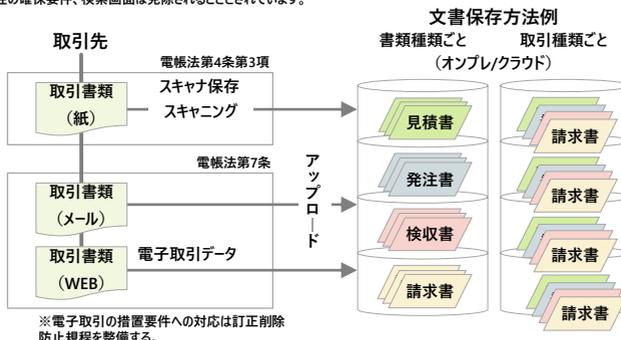
様々な方法で授受される電子取引データの保存に当たっては、書類の種類ごとや取引先ごと、関連する取引ごとなど書類をすぐに取り出せるように管理をすることで適切な文書管理ができることとなります。

電子契約書については、書面契約書と一元管理をすることで契約書の検索性が向上します。ただし書面契約書原本の保存の必要性については十分に検討する必要があります。

電子取引は様々な方法でデータ授受がされますが、保存に当たっては書面書類を整理して保存する場合と同様に、取引の種類ごと相手先ごとなど取引の形態に応じて取引の過程により授受される取引データを整理して保存する必要があります。保存場所は自社サーバ、クラウドサーバなど保存期間中納税地でデータが出力できるようにしていればどこでも問題はありません。

また、取引の過程では、取引先と授受される取引書類は、電子取引だけではなく書面書類も授受されることとなります。電子取引データについては、令和4年1月1日以降、出力書面による保存ができなくなり、データ保存が必須（※）になっています。これまで電子取引データを書面に出力し、紙で授受された書面書類とともに整理保存してきた事業者はこうした保存方法ができなくなります。今後は、電子取引データと書面書類をスキャナ保存したデータを一元管理して保存することを検討する必要があるでしょう。※令和5年度改正により、令和6年1月1日以降の電子取引データ

については、システム対応等ができないことについて相当な理由があり、かつ出力書面とデータを調査官の提示・提出も求めに応じることができる場合には当該電子取引データの真实性の確保要件、検索画面は免除されることとされています。



監修：SKJ総合税理士事務所/税理士 袖山 喜久造

A

国税関係書類のスキャナ保存は電子帳簿保存法第4条第3項で規定されています。同法施行規則第2条第5項～第7項の要件に従って入力及び保存することで、スキャナ保存された書類データの保存をすることで書面の原本は廃棄することができます。

解説：電子帳簿保存法では、国税関係書類について、財務省令(同法施行規則)で定める方法により国税関係書類に係るデータが保存がされる場合には、当該データの保存をもって書面の帳簿書類の保存に代えることができます。

①保存システムの要件

- ・タイムスタンプ付与及び検証機能(一括検証機能を含む)ただし、電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム(訂正又は削除を行うことができないシステムを含みます。)において、その電磁的記録を保存することにより、その入力期間内に記録事項を入力したことを確認することができる場合にはその確認をもってタイムスタンプの付与に代えることができるとされた
- ・入力時情報(解像度・階調・書類の大きさ)の確認(令和6年1月1日以降廃止)
- ・訂正及び削除データの履歴保存及び内容確認(バージョン管理)
- ・入力者情報等の確認(令和6年1月1日以降廃止)
- ・関連する仕訳情報との相互関連性の確保(令和6年1月1日以降一般書類について廃止)
- ・検索機能の確保(日付・金額・取引先による検索)

②入力機器

- ・解像度200dpi以上で入力
- ・カラー(赤青緑)256階調以上で入力(一般書類は白黒階調で可)

③出力機器

- ・14インチ以上のディスプレイ
- ・カラープリンター※4ポイントの文字が認識可能の製品に限る
- ・整然とした形式及び明瞭な状態で出力できる機器

④運用要件

書類を受領してから以下のいずれかの方法で入力(契約書、納品書、請求書、領収書など重要な書類に限る)

- ・速やかに入力(概ね7営業日以内)
- ・業務サイクル後速やかに入力(最長2か月と7日)・入力手順等を定めた社内規程の整備が必要

※期限を過ぎて入力した書類の書面原本は廃棄することができません。

電子帳簿保存法で規定される電子取引データの法的要件である「措置要件」について教えてください。

A

電子取引データを保存する場合、電子帳簿保存法第7条の規定により同法施行規則第4条第1項に従った保存が必要となります。「措置要件」について解説します。

「措置要件」

電子取引データに以下のいずれかの措置を行って保存することとなっています。

- ①送信者側でタイムスタンプ(※)を付与し送信する。
- ②電子取引データに速やかに若しくは業務サイクル後速やかにタイムスタンプを付与し保存担当者を確認できるようにする
- ③訂正又は削除ができない、若しくは訂正又は削除の履歴が保存されるシステムで電子取引を行いかつそのデータを保存する
- ④正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を備付け運用する

CONTRACTHUBでは、2023年3月現在、③の要件に対応しています

※タイムスタンプとは総務大臣が認定するタイムスタンプ事業者が発行するタイムスタンプに限ります。またタイムスタンプは、有効性、非改ざん性が証明できる検証が行えることが必要です。

①と②の要件はタイムスタンプの付与と検証ができるシステム利用が必要です。スキャナ保存(電帳法4条3項)を導入している企業などは、導入システムにより書面で受領した書類のスキャナ保存のほか電子取引により授受されたデータもタイムスタンプを付与することによりこの措置に対応可能となります。

③の要件は、クラウドシステムなど電子取引を行うシステムで授受されたデータはすべて保存できる場合に利用できる措置となります。

④の要件は、運用による措置となります。社内で行われている電子取引データをどのように保存するのか、訂正又は削除する場合のルールや管理体制について検討し社内規程を運用する必要があります。

電子帳簿保存法で規定される電子取引データの法的要件である「検索要件」について教えてください。

A

電子取引データを保存する場合、電子帳簿保存法第7条の規定により同法施行規則第4条第1項に従った保存が必要となります。「検索要件」について解説します。

「検索要件」

電子取引データの検索については、以下の要件を満たした方法で検索できることが必要となります。

①検索できる項目

「取引年月日その他の日付」、「取引金額」、「取引先名称」による検索ができること。

②検索方法

日付情報や金額情報については、その範囲を指定できること、2以上の項目で条件設定ができること、検索結果を速やかに表示し、ディスプレイ及びプリンタに整然とした形式で明瞭に出力できること。

③例外的検索方法

①の検索項目をダウンロードしPCを使用しMicrosoft Excelなどで検索することも可能とされています。この場合検索結果のファイルは速やかに取り出しできるように保存する必要があります。格納フォルダの整理やファイル名の作成方法などの検討が必要です。保存場所はファイルサーバやクラウドストレージ等の利用が出来ます。

④検索要件の免除（令和6年1月1日以降適用される）

売上高(2事業年度前)5千万円以下の場合、相当な理由があり出力書面による保存方法に加え、データを保存している場合には、調査官のダウンロード(データの提示及び提出)の求めに応じる場合には、検索機能を確保する要件が免除されます。

電子契約において契約書上の締結日と電子署名日が異なる場合、税務上問題になることがあるのでしょうか？また、請求書などその他の書類について発行した日付けについて、実際の取引と異なる日付を記載することとした場合、問題になるのでしょうか。

A

契約書は契約当事者間で合意した日が実際の契約日となります。取引先との間で授受される取引書類については、実際にその取引書類が発行された日付、若しくは実際に取引が行われた日付等を記載することになります。

契約は契約当事者間で合意に至った日が契約締結日となります。契約書作成は後日行ったとしても契約締結日は変わりません。したがってこのようなケースでは作成日と契約日を異なる日としていても問題は生じません。電子契約では契約書作成日がシステム上で管理されることとなりますが、契約日と作成日が異なっていたとしても、税務調査等で問題になることはありません。

問題となるのは、契約日が実際に契約条項の合意した日とされない場合です。取引の事実と異なる日付により契約書を作成することにより課税所得を増減させることになれば税務調査等では問題となります。

請求書など取引の過程において授受される様々な取引書類については、取引先との取引の過程を証明するものであり、債権債務を確定するために発行する書類も含まれます。実際の取引事実と異なる内容を記載すると、たとえ取引相手方の同意があったとしても真実の取引事実を証明するものとはなりません。実際に取引書類を授受した日と取引の事実が生じた日は異なるケースも多く、書類発行日と取引年月日の日付については事実に基づいて記録するのであれば問題は生じません。

問題となるのは、たとえば実際の納品日や検収日を他の日付で記載などした場合です。収入の計上時期や仕入れの計上時期により課税所得が変わってきますので、売上や仕入れの認識すべき日に処理が行われないこととなると税務調査で問題となります。特にこれらの日付を改ざんしたことにより課税所得が減少することとなっている場合には、税務調査では仮装隠蔽行為として認定され、重加算税が賦課されることとなります。令和3年度の改正では、データ改ざんによる不正計算が行われた場合、通常重加算税の税率が10%加重となり罰則が強化されています。取引の事実に基づいた取引書類の作成と授受、そして会計帳簿への記録が必要となります。

【電子契約・取引書類の日付問題】

不適切なケース① 契約年月日のバックデート



不適切なケース② 契約年月日の改ざん



監修：SKJ総合税理士事務所/税理士 袖山 喜久造

電子帳簿保存法施行規則第4条第1項で規定される電子取引データの検索要件について、その検索の要件である検索項目のうち、「日付」「金額」の考え方について教えてください。

A

電子帳簿保存法施行規則第4条第1項では、電子取引データの検索要件については、原則として同規則第2条第6項第6号の規定に従った検索が要件とされています。保存データの検索において次の検索機能が要件となります。

- ①取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先を検索の条件として設定できること
 - ②日付又は金額に係る記録項目についてはその範囲を指定して条件を設定することができること
 - ③二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること
- ※検索機能要件については、税務調査において調査官の求めに応じて保存データと検索項目データをダウンロード等により提供できるようにしている場合には、上記②(範囲指定)③(複合条件設定)は不要となります。

このうち、日付情報については取引年月日又はその他の日付で検索できることが必要です。取引年月日とはそれぞれの取引が行われた日(通常は発行年月日など)となります。その他の日付とは、例えば次のような日付情報が考えられます。

- ①電子取引データを授受した年月日
 - ②その電子取引データが関連する仕訳情報と関連付けされている場合には、仕訳計上年月日など
- ※タイムスタンプの日付、電子署名の日付を検索日付とすることはできません。当該保存する書類に係る取引年月日や仕訳情報に関連付けされる日付情報で検索できるようにする必要があります。

次に金額情報については、それぞれの電子取引で授受される取引情報に記載される金額で検索できることが必要となります。金額情報が記載されていない場合には金額情報に係る検索は必要ありません。

電子契約書の場合の例えば次のような金額情報が考えられます。

- ①契約書に記載されている契約金額(税込み若しくは税務抜きの金額どちらでも可)
- ②月額金額や単価等が記載された契約書は金額情報なし、若しくは0(ゼロ)

このほか、取引書類と関連する仕訳情報を相互に確認できるように関連付けてデータを保存している場合には、関連付けしている伝票番号、契約番号等で検索できるようにしておくことも必要です。

電子帳簿保存法で定める国税関係帳簿書類及び電子取引に係る電磁的記録(データ)の検索要件については、その検索範囲は一課税期間とし最大1年間を範囲として検索できるようにする必要があります。また、検索結果は速やかに検索結果のみが整然とした形式及び明瞭な状態でディスプレイやプリンタに出力できることが要件となります。

その他 よくあるご質問

事業者署名型署名に関し、本来署名すべき人（契約書に書かれている契約者）の代行者が署名指示（操作）を行う場合、その運用の考え方や留意点を教えてください。

以下2つのケースについて解説します。

A

①名義人のアカウントを用いて代行者が当該措置を行う場合（本項）

②名義人とは別の代行者のアカウントを用いて当該措置を行う場合（次項）

電子署名を行う場合、契約書の記名欄の名義人が代行者等を通じ電子署名の措置を行う場合には以下2通りが考えられます。

①名義人のアカウントを用いて代行者が当該措置を行う場合

②名義人とは別の代行者のアカウントを用いて当該措置を行う場合

①名義人アカウントを利用する場合

この場合、電子署名パネル上は名義人本人が電子署名の措置を行っている外形となり、相手方にとっても特に問題とするところはないように思われます。印章の場合と比較すると、名義人の印章を代行者が押印すること自体は日常で行われており基本的には有効なものと考えられています。

このことからしても、このような運用は電子署名においても許容されるものと考えられます。

もっとも、印章の場合と異なり、電子署名第3条における成立真正の要件において、本人によることが求められていることから、本条による成立の真正の推定効は得ることができません。

また、2段階認証等に関し名義人に本人確認が求められる場合に名義人本人以外の者が、この認証を行うような場合は、当該電子署名サービスの利用条件に違反する可能性があるため注意が必要です。

事業者署名型署名に関し、本来署名すべき人（契約書に書かれている契約者）の代行者が署名指示（操作）を行う場合、その運用の考え方や留意点を教えてください。

以下2つのケースについて解説します。

A

①名義人のアカウントを用いて代行者が当該措置を行う場合（前項）

②名義人とは別の代行者のアカウントを用いて当該措置を行う場合（本項）

②代行者のメールアドレスを利用する場合

この場合、電子署名パネル上の措置を行ったものと、名義人が異なることから、これを受け取った当事者は注意が必要です。形式的には、当該名義人による電子署名ではないため、契約締結権限を有する者の意思表示といえるか問題となるからです。

このような電子署名は、代行者による電子署名といえるため当該代行者に電子署名の権限があるかどうかを確認することになります（そのためこのような場合、契約書の作成名義も代行者であることを示して代行者名義で行うことが考えられます。）

このような電子署名が付された電磁的記録を受け取った当事者としては、当該電子署名の措置を行った者（代行者）が、当該電子署名の措置を行う権限を有していたか確認する必要があり、次のような確認方法が考えられます。

- i 名義人からの委任状を確認する
- ii 権限付与に関する社内規程を確認する
- iii 名義人本人によるメール等名義人の指示によるものであること示す証拠を確認する（名義人本人に対する確認も含む）

したがって、上記のような取引先からの確認がありうることを前提に運用する必要があります。

なお、名義人本人による電子署名ではないため、①同様、電子署名法第3条の適用はないと考えられます。

電子契約サービスを導入するにあたり、どのような社内準備が必要でしょうか。

A

電子契約サービスの導入にあたり、以下の準備を行う必要があります。

- ・契約締結権限の確認
- ・社内稟議フローの確認
- ・契約文書ひな形の修正
- ・文書管理規定、印章管理規程の見直し

■ 契約締結権限の確認

電子契約で契約締結を行う場合、紛争に備え、当事者間において署名者が契約締結権限を有していることを確認することが必要です。確認方法として、書面による事前確認、メールや取引情報による確認、名刺情報による確認等いくつかの方法がありますが、自社と相手方が締結する契約の重要性や、契約締結権限を確認する手間やコストなどを考慮し決定する必要があります。

■ 社内稟議フローの確認

書面による契約書の締結の社内稟議と同様、電子契約の場合でも、社内稟議を経たことの記録化する手段をご確認下さい。

■ 契約文書ひな形の修正

社内で作成されている契約雛形において、「書面」「押印」等の記載がある部分については、紙の契約書を念頭においている記載であることから、修正が必要となります。

書面契約のひな形例	電子契約の場合の修正案
本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。	本契約成立の証として、本電子契約書ファイルを作成し、甲乙それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。 (※なお書きは、印刷時に原本と間違われて印紙課税をされないように、念のための記載であり、省略可能。)
乙は、甲による事前の書面による承諾がないかぎり、本件業務の全部または一部を第三者に再委託できない。	乙は、甲による事前の書面または双方が合意した方法による電磁的措置による承諾がないかぎり、本件業務の全部または一部を第三者に再委託できない。
契約日付 2022年9月1日	契約日付 2022年9月1日
第〇条 (契約期間) 本契約の有効期間は、2022年10月1日から2023年9月30日までとする。	第〇条 (契約期間) 本契約の有効期間は、2022年10月1日から2023年9月30日までとする。 なお、本契約書に付与されるタイムスタンプの日時にかかわらず、本契約書記載の契約日付、契約期間は効力を生じるものとする。 (※ なお書きは、タイムスタンプ日付が契約日付、または契約有効期間開始日より遅くなった場合にも本契約が有効であることを明記するため。)

■ 文書管理規定、印章管理規程の見直し

文書管理規程では、電子文書の保管方法、期限、閲覧等。

印章管理規程では、電子証明書の責任者、電子署名を行うものの権限、申請にあたってのルールや遵守事項を整理する必要があります。

建設工事請負契約の電子化について教えてください。
電子署名、タイムスタンプの要否についても教えてください。

A

建設工事請負契約の電子化は、建設業法第19条3項に規定があり、建設業法施行規則第13条4の2項では措置要件が規定されています。

CONTRACTHUBの署名方式（当事者署名型署名、事業者署名型署名、電子捺印）のいずれも法的要件を満たす旨、グレーゾーン解消制度を活用し確認しております。

■建設業法第19条第3項（建設工事の請負契約の内容）

工事内容、金額、納期など書面の建設請負契約書に必要な要件が定められた第19条第1項に対し、同条第3項で、「政令で定める相手方の承諾」と「国土交通省令で定める措置」を条件に電子契約を認めています。

■建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十三条の四第二項

前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 当該契約の相手方がファイルの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。（検読性の担保）

二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。（改変性）

三 当該契約の相手方が本人であることを確認することが出来る措置を講じていること。（本人確認）

CONTRACTHUBの署名方式（当事者署名型署名、事業者署名型署名、電子捺印）のいずれも法的要件を満たす旨、グレーゾーン解消制度を活用し確認しております

https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyokaitakuseidosuishin/press/220314_yoshiki1.pdf

グレーゾーン解消制度

産業競争力強化法に基づき、事業者が、現行の規制の適用範囲が不明確な場合においても、安心して新事業活動を行い得るよう、具体的な事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度です。（経済産業省HP）

Q.20 取締役会議事録はCONTRACTHUBで電子化が可能でしょうか。

A

CONTRACTHUBの電子証明書は、商業・法人登記オンライン申請にあたり、取締役会議事録などの添付書面に付すことが可能です。一部の添付書面、および申請に対して不可なので、下記要件をご確認ください。

CONTRACTHUBのJCAN証明書を使用した当事者署名、および事業者署名型署名は、商業・法人登記申請における取締役会議事録などの添付書面文書※1、2の署名に利用できます。

※1：添付書面文書は 下記を除きます。

- ①添付書面に市町村の印鑑証明書が必要とされているもの
- ②添付書面に認証者の認証が必要とされている場合の、認証者に関するもの

※2：代表取締役を選任する取締役会議事録の場合、変更前の代表取締役は、商業登記電子証明書、公的個人認証サービス電子証明書等 による電子署名も付与する必要があります。

なお、商業・法人登記申請は、申請用の電子証明書による電子署名を付与する必要があります。

詳細は、法務省HPをご参照ください

[法務省：商業・法人登記のオンライン申請について\(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp)

Q.21 電子署名の有効期間はいつまでですか？

A

有効期間のある電子署名やタイムスタンプ。長期署名に関する国際規格への準拠により、有効期間の延長が可能に。

10年毎に最新のタイムスタンプをつけることにより、署名検証期間を無制限に延長できます。

電子契約で利用する電子署名やタイムスタンプには有効期間があります。技術進歩により電子署名やタイムスタンプで利用されている暗号が破られる危険性を考え、リスク低減のために有効期間を定めているのです。電子契約書を検証できる期間は、電子署名を付与したただけの場合、その証明書の有効期間内（通常1～3年間）ですが、電子署名にタイムスタンプを加えた場合はタイムスタンプの有効期間内（約10年間）となります。有効期間を過ぎると署名を検証できなくなり、証拠力は弱まります（全くなくなるわけではありません）。では10年以上の有効期間をもつ契約を締結する場合、電子契約は利用できないのでしょうか？

この問題に対応するためISO、ETSIなどで新たに国際規格として定められた「長期署名」フォーマットを標準として採用しました。

この規格に則した電子署名を付与し、10年毎にタイムスタンプを追加することにより、署名検証できる期間は、10年、20年、30年...と延長することができます。

CONTRACTHUBは長期署名フォーマットのひとつである「PAdeS」に標準対応していますので、10年以上有効期間のある契約にも安心してご利用いただけます。

長期署名フォーマット



- ES** 通常の電子署名文書。契約書、公開鍵、ハッシュ値のセット。署名を検証できるのは証明書の有効期間（1～3年間）です。
- ES-T** ESにタイムスタンプをつけることで、署名を検証できる期間はタイムスタンプの有効期間（10年間）に延長されます。
- ES-A** ES-Tにさらに検証に必要な情報（失効情報など）を付加した上で保管タイムスタンプを追加します。ES-Aは、検証に必要な情報がすべて含まれており、さらに繰り返しタイムスタンプを押すことで、検証期間は10年、20年、30年...と延長できます。

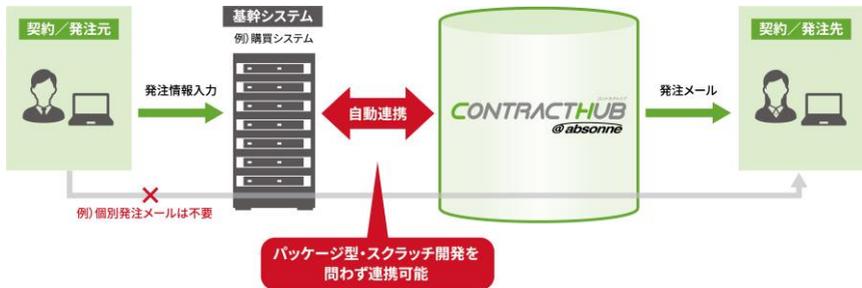
Q.22

社内購買システムから出るデータをそのまま相手方に送付したいのですがどのようにすればよいでしょうか。

A

CONTRACTHUBは基幹システムとの連携が可能です。貴社のDX推進へ貢献します。

CONTRACTHUBは現在お使いの基幹系システムとの連携が可能です。基幹システムへの入力内容が連携され、設定に応じて契約・文書の登録・署名等が自動的に行われます。ユーザーがログインすることなく、従来の業務を電子取引として実現することが可能です。



■ポイント

多数の連携実績を持つ、外部システム連携ツール、webサービスAPIの2方式を標準機能で提供します。

①外部システム連携ツール：ERP/購買/販売システム、WFシステムとの注文データや請求データなどの双方向での連携に適しています。大量の文書を送信多くの取引先へ送信する場合にメリットがあり。都度トランザクションを呼び出すことなく流し込むことが可能。トランザクション制限もありません。取引先への文書の送信だけでなく、取引先から受信した文書や取引先の署名完了した文書情報など送信と受信の双方向での連携が可能です。

②webサービスAPI：CONTRACTHUBの各種機能を、APIで利用できます。

リアルタイムに文書を登録する、契約情報を参照するなど外部システムとのオンライン処理に適しています。

Q.23 電子契約サービスを解約した時、保存していたデータはどうなりますか？

A

保存していた文書ファイルと属性csvファイルをダウンロードし、自社でデータベースを構築するか、他社の電子契約サービスに移行することができます。ダウンロードした書面のタイムスタンプは自動更新されないため、長期署名の場合は、注意が必要です。

電子契約サービスの利用終了時後でも、締結された契約の効力は継続するとともに、税務監査などへの対応義務も継続します。

サービスの利用を終了する場合、利用終了日までに自社の登録データ（文書ファイルと属性csvファイル）をダウンロードする必要があり、CONTRACTHUBではそのための一括ダウンロード機能を提供しています。ダウンロードしたデータは自社で保有するデータベースもしくは他社の電子契約サービスなどに登録し税務監査対応等を継続することは可能です。その場合、電子帳簿保存法に従った保存要件を満たす必要があります。

また、保存された契約書に付与された電子署名には署名検証の有効期間があります。CONTRACTHUBで付与される電子署名は、長期署名形式PAdESに対応しているため、署名検証の有効期間は通常署名付与から10年間であり、その後も自動的に10年ずつタイムスタンプが付与され更新されます。

しかし、解約した場合は自動的に更新されませんので、最初の署名を行ってから10年ごとに、PAdES形式に従って追加のタイムスタンプを付与しなければ、署名検証が出来なくなります。

契約書の中には自動更新などで10年以上の有効期間を持つものがあるので注意が必要です。

多種多様な業種に広がる電子契約

流通・サービス企業

- ・基本契約
- ・請負契約
- ・売買/レンタル契約

人材派遣企業

- ・サービス契約
- ・請負契約

不動産企業

- ・不動産賃貸契約
- ・契約更新
- ・解約関連

金融関連企業

- ・融資関連契約
- ・リース契約

CONTRACTHUB
@absonne

コスト削減

業務のスピードアップ

コンプライアンス強化

建築会社

- ・工事請負契約
- ・改装/解体

個人(事業主)

- ・フランチャイズ契約
- ・パート・アルバイト契約
- ・住宅ローン契約

ITベンダー

- ・開発請負/委任契約
- ・派遣契約
- ・売買契約

真のDXは

取引すべての電子化から始まる。

電子契約サービス市場の従業員規模1000人以上において
6年連続シェアNo.1※を獲得

※株式会社アイ・ティ・アール「ITR MARKET VIEW：リーガルテック市場2022」電子契約サービス市場：ベンダー別売上金額推移およびシェア（2017～2022年度予測）より、従業員10,000人以上、5,000～10,000人未満、1,000～5,000人未満



電子契約サービスCONTRACTHUBとは

CONTRACTHUBは、あらゆる取引の電子化をサポートするクラウドサービスです。大量の取引にも対応できる文書管理機能をはじめ、取引プロセス管理、フロー管理など、豊富な機能を標準搭載しており、導入企業の要件に合わせた細かい設定も可能です。契約書はもちろん、見積書から請求書まで取引全体の電子化をカバーすることができます。

コントラクトハブ

検索 

日鉄ソリューションズ株式会社

デジタルテクノロジー&ソリューション事業部

E-mail : dts-contracthub@jp.nssol.nipponsteel.com

〒105-6418 東京都港区虎ノ門1丁目17-1 虎ノ門ヒルズビジネスタワー

□本書ご利用にあたっての注意事項

- 本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源に基づいて作成していますが、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。お客様におきましては、本資料をご参照の上、国税関係帳簿書類の遵守・運用等も含め、お客様の業務を把握する専門家にご相談されることをお奨めします。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での弊社もしくは執筆者の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。
- 電子帳簿保存法の改訂内容は、今後本資料で記載した内容と異なる変更が行われる可能性があります。

NS Solutions、NSSQL、CONTRACTHUB、CONTRACTHUB@absonne（ロゴ）は、日鉄ソリューションズ株式会社の登録商標です。その他、本文記載の会社名および製品名は、それぞれ各社の商標または登録商標です。